



ホームページ掲載に必要な掲示事項

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

2.入院料について

当院では以下の基準による看護を実施しております。

○急性期一般入院料5（地域包括ケア入院医療管理料1）

- ・当病棟では、1日に17人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
- ・8：30～17：00までは、看護職員一人当たりの受け持ちは6人以内です。
- ・17：00～8：30までは、看護職員一人当たりの受け持ちは20人以内です。
- ・1日に5人以上の看護補助職員が勤務しています。
- ・8：30～17：00までは、看護補助職員一人当たりの受け持ちは12人以内です。

○療養病棟入院基本料（1）

- ・当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び6人以上の看護補助者が勤務しています。
- ・8：30～17：00までは、看護職員及び看護補助者一人当たりの受け持ちは各10人以内です。
- ・17：00～8：30までは、看護職員及び看護補助者一人当たりの受け持ちは各20人以内です。

3.明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4.当院は近畿厚生局長に下記の届出を行っております。

(1) 【入院時食事療養に関する事項】

当院では、入院時食事療養（1）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

(2) 基本診療料の施設基準等に係る届出、及び特掲診療料の施設基準等に係る届出別紙にて閲覧ください。

5.厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について（令和5年1月～12月）
院内掲示をする手術件数（医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6号に掲げる手術

・区別1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0
イ	黄斑下手手術	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋灼焼術	0

・区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建手術	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数 手術の件数

胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術	36
------------------	----

・その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	12
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	0
経皮的冠動脈粥腫切除術及び	
経皮的冠動脈ステント留置術	

6.保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、証明書・診断書、保険外費用等につきまして、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。表記金額は全て税込み価格です。

(1) 特別療養環境の提供

特別療養環境室一覧（保険外併用療養費）

	特別室（一人室）	個室（一人室）	二人室
部屋	323号室 325号室	201号室 202号室 203号室 205号室 301号室 302号室 305号室 503号室 505号室	206号室 207号室 208号室 307号室 308号室 313号室
料金 （1日）	8,800円	6,600円	2,750円 <small>（お一人あたり）</small>

※24時を区切りとして1日単位で（1泊2日の入院の場合は2日分）の料金がかかります。

(2) 保険適応外費用

診 断 書	一般診断書（当院所定用紙）	3,300円	室 料	特別室	8,800円
	保険会社診断書	5,500円		(323・325号室)	
	創傷診断書	5,500円		個室	6,600円
	警察用診断書	5,500円		(201・202・203・205・301・ 302・305・503・505号室)	
	身体障がい者診断書	6,600円			
	年金関係診断書	6,600円		二人部屋	2,750円
	特定疾患診断書（新規）	8,800円		(206・207・208・307・308・313号室)	
	特定疾患診断書（更新）	8,800円	手 数 料	診察券再発行	110円
	後遺症障害診断書	6,600円		領収書再発行（1ヶ月につき）	550円
	死亡診断書	5,500円		コピー代（個人的なもの）1枚につ き	22円
成年後見制度用診断書	8,800円	簡易な証明書		1,100円	
面 談 料	医師面談（保険会社）	5,500円	そ の 他	腹帯	870円
				検査食（外来）エニマクリン	1,160円
診 療 録 開 示	診療録開示（基本手数料）	5,500円		死後の処置料	11,000円
	診療録開示 （医師面談によるもの） 30分以内	11,000円		死後の処置料（休日・深夜の場合）	16,500円
	診療録開示 （医師面談によるもの） （30分超、10分につき加算）	3,300円/10 分	予 防 接 種 ※	麻疹（はしか）	7,000円
	診療録 コピー（基本手数料）	5,500円		風疹	7,000円
	診療録 コピー	55円/1枚		MR（麻疹・風疹混合）	9,300円
	電子カルテ 印刷	22円/1枚		ムンプス（おたふくかぜ）	7,000円
	画像CD-R	1,100円 /1枚		B型肝炎	6,300円
	画像DVD	2,200円 /1枚		水痘	8,800円
				肺炎球菌（自費接種）	8,600円
		带状疱疹（不活性ワクチン）	22,500円		

※予防接種は自費での任意接種です。
小児の定期接種は行っておりません。

7.協力対象施設入所者入院加算

当院では、以下の介護保険施設の入所者様の急変や在宅での療養を行っている患者様の入院治療に対応するため、電話等による相談や外来での対応、また、入院加算が必要となった場合にも対応を行うよう協力病院として協定書を締結いたしました。

協定書締結施設

社会福祉法人 三幸福社会	特別養護老人ホーム 清華苑
	老人保健施設 清華苑養力センター
	グループホーム 清華苑
	清華苑 ポートピア（グループホーム）
社会福祉法人 恵泉福祉会	特別養護老人ホーム 恵泉
	第2特別養護老人ホーム
	第3特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設 恵泉
	恵泉 グループホーム
	ケアハウス 恵泉
	第2ケアハウス 恵泉
恵泉 きずな（サ高住）	
社会福祉法人 明石愛老園	養護老人ホーム 明石愛老園
	特別養護老人ホーム 明石愛老園
	特別養護老人ホーム 錦が丘
社会福祉法人 千種会	特別養護老人ホーム 岩岡の郷
社会福祉法人 信明会	特別養護老人ホーム パール

8.後発医薬品使用体制加算

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、品室確保・充分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

9.外来後発医薬品使用体制加算

当院は、国の後発医薬品使用推進に伴い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。現在、医療用医薬品の回収・欠品・出荷調整が相次いでいる影響により、供給不足が生じているお薬がございます。

つきましては、服用されているお薬から他のお薬に変更することがあります。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、医師にご相談ください。

10.一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

※令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、患者様の希望を踏まえ、処方した場合は選定療養となります。

11.医療DX推進体制整備加算6・医療情報取得加算について

当院は、医療DX推進体制加算について以下のとおり、対応を行っております。

- 1) オンライン請求を行っております。
- 2) オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 3) オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報などを、診察室で閲覧又は活用して診療ができる体制を実施しております。
- 4) マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 5) 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施してまいります。（※今後導入予定です）

当院は、医療DXの推進に伴い2025年4月1日より下記の加算を算定致します。

<初診の方>

「医療DX推進体制整備加算（8点）」の加算
「医療情報取得加算1点」の加算となります。

<再診の方>

「医療情報取得加算は3カ月に1回に限り1点」の加算となります。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証をご持参いただき、オンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。